

丹波篠山市地域生活支援拠点等 運営ガイドライン

令和 7 年4月版

1 地域生活支援拠点の整備について

(1) 地域生活支援拠点等とは

地域において生活する障がいのある人等及び地域における生活に移行することを希望する障がいのある人等が、地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等を地域全体で支えるための支援体制のことをいいます。

(2) 地域生活支援拠点等の機能

必要な機能	具体的な内容
① 相談	居宅で生活する障がいのある人等の、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態における退所や緊急の事態に備えるための相談に応じる、また、支援体制の確保のための連携や調整する機能
② 緊急時の受け入れ・対応	短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受け入れ体制を確保したうえで、緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能
③ 体験の機会・場	入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等の機能
④ 専門的人材の確保・育成	障がいのある人等の地域生活を支える専門的人材の確保や育成する機能
⑤ 地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 地域生活支援拠点の具体的な機能について

①相談

居宅で生活する障害のある人等の、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態における退所や緊急の事態に備えるための相談に応じる、また、支援体制の確保のための連携や調整をします。

機関名	役割
特定相談支援事業所 障がい児相談支援事業所	●緊急時のサービス利用を調整します。 ●緊急事態の発生を予防するための計画作成等調整を行います。(例えば、対象者に緊急時の対応方法について助言を行う、短期入所の体験利用の調整を行う等) ●相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、障がい者基幹相談支援センターに後方支援を依頼します。 ●日頃の相談支援を通じて緊急時に支援が見込めない世帯等の把握を行い、必要に応じて社会福祉課へ報告、共有します。
基幹相談支援センター	●必要に応じ、相談支援事業所等と連携して支援を行います。 ●相談支援事業所の後方支援を行います。

②「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受け入れ体制を確保したうえで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行います。

機関名	役割
特定相談支援事業所 障がい児相談支援事業所 基幹相談支援センター	●対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所や居宅介護等のサービスの利用調整を行います。 ●緊急時の対応は、障がい福祉サービスの利用に限らず、障がい者等の状態に応じて、医療機関への入院など適切な対応を行います。 ●対象者が障がい支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、市社会福祉課に対応について相談します。
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系サービス事業所 医療機関	●相談事業所等から緊急時の受け入れ・対応の要請があった場合、可能な範囲で対応します。

③「体験の機会・場」機能の具体的な内容

入院施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等をおこないます。

機関名	役割
特定相談支援事業所 障がい児相談支援事業所	●病院、施設からの地域移行や親元から自立したい等の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障がい福祉サービスの体験利用の調整を行います。
グループホーム 日中活動系サービス事業所	●相談支援事業所等から体験利用の要請があった場合、出来る限り協力します。

④「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容

障がいのある人等の地域生活を支える専門的人材の確保や人材育成をおこないます。

機関名	役割
地域自立支援協議会	●地域自立支援協議会、各専門部会において、専門的な対応ができる人材育成のための研修を実施します。

⑤「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

機関名	役割
地域自立支援協議会	●拠点等事業の運用状況について把握し、課題の検討を行います。
特定相談支援事業所 障がい児相談支援事業所	●相談支援部会等の事例検討会にて事例を提供し、課題検討を通じて地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行います。
基幹相談支援センター	●障がい福祉の分野に限らず、他分野の機関とも連携し、障がい者等を地域全体で支える体制を整備します。

3 緊急時の対応について

(1)「緊急時」の定義

地域生活支援拠点等で対応する「緊急時」とは、

- | |
|---|
| <p>a 介護者の急病、入院、事故、死亡等による突発的な不在もしくはそれに近い状態になり、介護を受けることができず、在宅での生活が危ぶまれる状態の時</p> <p>b 虐待等により突発的に保護が必要な時</p> |
|---|

と定義します。

なお、冠婚など計画的に実施されるものについては、緊急時には含めません。

(2) 利用の流れ(相談支援事業所と繋がっている場合)

- ① 緊急時となったことを本人や介護者、関係機関から連絡を受けたら、社会福祉課へ緊急時対応を行う旨を連絡します。(電話による口頭連絡)社会福祉課にて緊急時に該当するか否かの判断のうえ、相談支援事業所へ対応を依頼します。
- ② 依頼に基づき、相談支援事業所は短期入所事業所、その他必要な機関との緊急時の受け入れの調整を行います。単一事業所での対応が難しい場合は、基幹相談支援センターへバックアップを依頼してください。
- ③ 緊急時の受け入れの調整が完了したら、社会福祉課へ連絡し、決定した内容について報告します。社会福祉課及び対応した事業所、必要に応じて基幹相談支援センターにより、今後の対応方針について検討を行います。

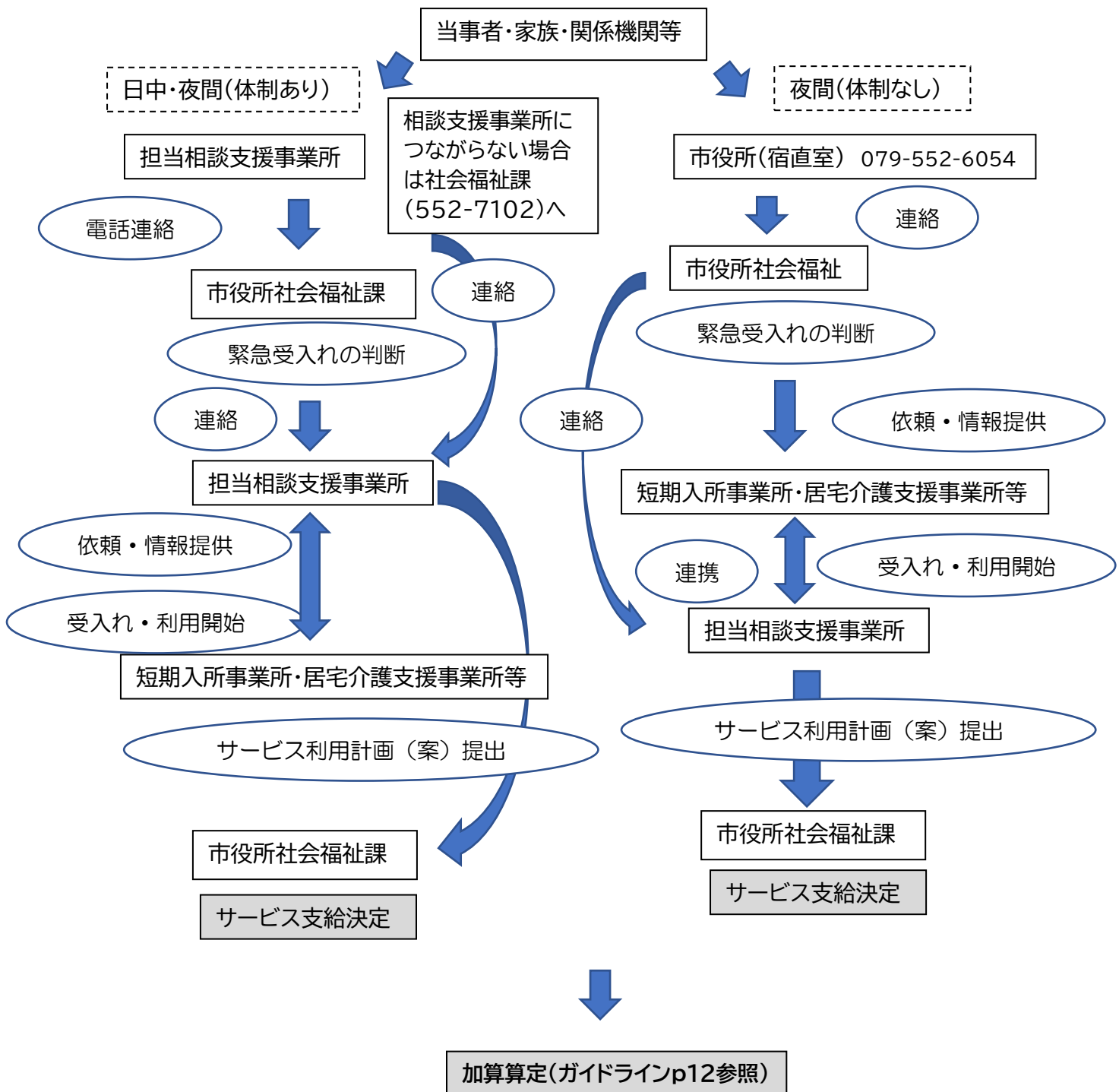
※各相談支援事業所においては、スムーズな対応が可能となるよう、緊急時に支援が必要となる世帯の把握や、日ごろからの短期入所利用の推進に努めます。

(3) 利用の流れ(相談支援事業所と繋がっていない場合)

- ① 社会福祉課又は基幹相談支援センターが緊急時となったことを本人や介護者、関係機関から連絡を受けたら、緊急時に該当するか否かの判断をします。
- ② 緊急時に該当する場合、社会福祉課又は基幹相談支援センターが直接、短期入所事業所、その他必要な機関との緊急時の受け入れの調整を行います。
- ③ 緊急時の受け入れの調整が完了したら、退所後のサービス調整のため、社会福祉課、基幹相談支援センターにより今後の対応方針について検討を行います。
- ④ 大まかな方針が確定したら、担当いただく相談支援事業所に連絡します。
社会福祉課及び基幹相談支援センターにおいては、事前に相談支援事業所と繋ぎ、スムーズな受け入れが可能となるよう、関係機関との情報交換等により対象となる世帯の把握に努めます。

【対応フロー図】

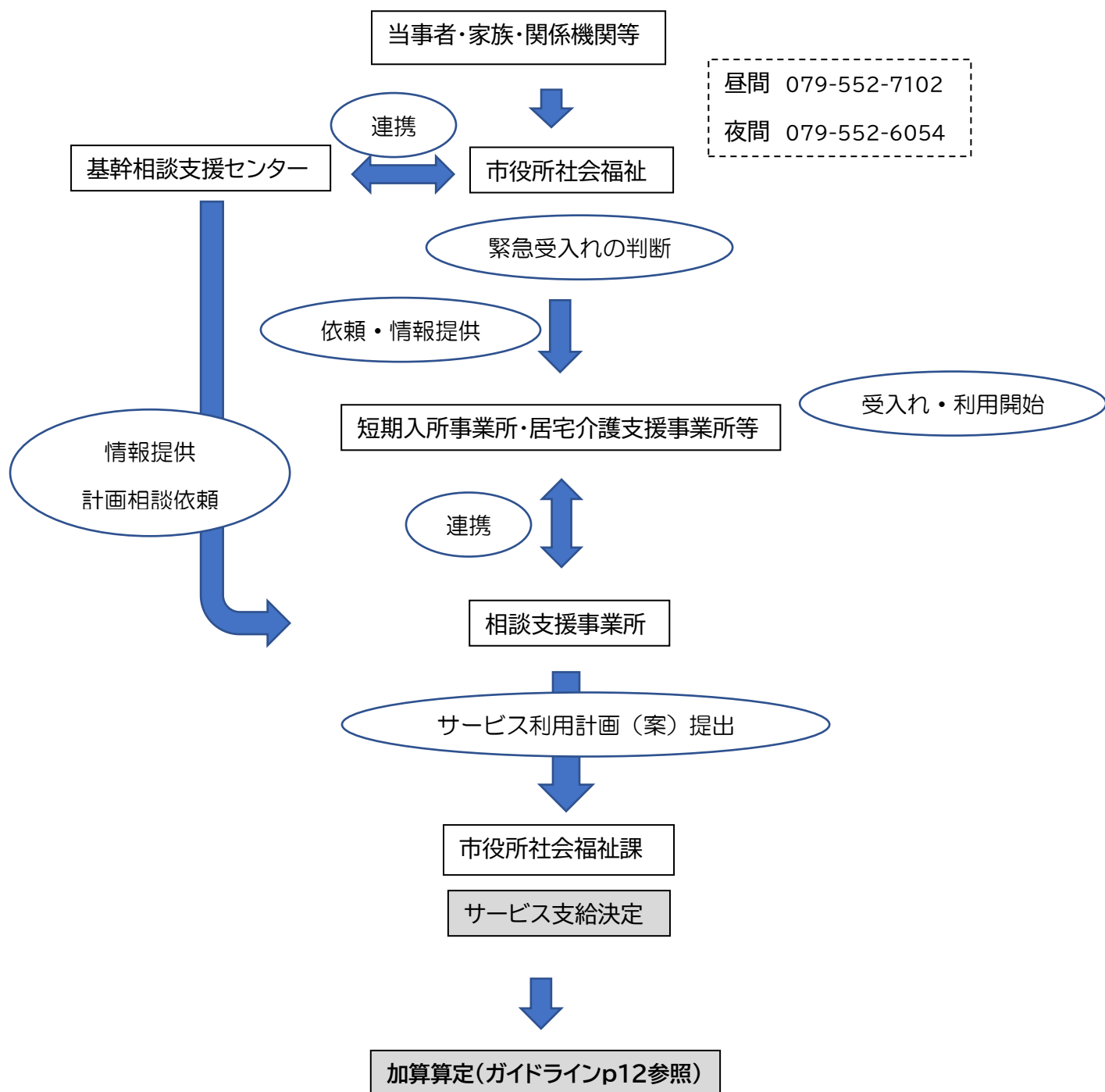
相談支援事業所と繋がっている場合



※夜間・休日やむを得ず緊急対応した場合は、後日社会福祉課へ連絡。

緊急時と判断した場合は、サービス利用計画(案)等の提出により、遡って支給決定する。

相談支援事業所と繋がっていない場合



4 地域生活支援拠点の事業所登録について

(1) 地域生活支援拠点等事業所の登録

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定した上で市に申請していただき、市が当該事業所を「拠点等機能事業所」として登録します。

○ 登録手続きの方法

- ① 拠点等の機能を担う事業所としての登録を検討されている場合、まずは事前に社会福祉課へご相談ください。
- ② 事前相談が各種機能のうち、実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- ③ 下記の書類を市に提出してください。

●丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所(登録・変更・廃止)申請書(様式第1号)

●変更後の運営規程の写し

※指定権者が兵庫県の事業所は、別途、兵庫県への運営規程の変更に係る変更届及び加算に係る届出が必要となります。

- ④ 届出書類を受理後、丹波篠山市地域生活支援拠点等登録事業所登録一覧表(様式第3号)に登載し、登録完了となります。登録された事業所については、随時ホームページで公開していきます。
- ⑤ 市から丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所(登録・変更・廃止)通知書(様式第2号)を発行します。

○登録内容の変更手続きの方法

登録内容に変更がある場合は、変更後の運営規程の写しとともに、丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所(登録・変更・廃止)申請書(様式第1号)の提出が必要です。

また、指定権者が兵庫県の事業所は、別途、兵庫県への運営規程の変更に係る変更届及び加算に係る届出が必要です。

○ 拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する場合は各事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載して下さい。

以下の内容を参考に運営規程の追加項目を作成してください。

【運営規程の記載例】

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時に支援が必要な世帯を把握・登録したうえで緊急時に必要な支援のコーディネート、相談その他必要な支援を提供する機能

(2) 緊急時の受け入れ及び対応

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時の受け入れ体制を確保したうえで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場

親元からの自立や病院からの退院にあたり、共同生活援助や就労継続支援等障がい福祉サービスの利用、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアを必要とする者や行動障がい等を有する者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材を養成する機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連絡体制の構築等を行う機能。

(注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を理解した上で作成して下さい。

(2) 登録する事業所の要件等

拠点等に登録する事業所は、可能な限り拠点等の機能を果たすために協力することとし、登録の要件は原則として次のとおりとします。

○ 全事業共通

- 支援者レベルの検討会等へ積極的に参加し、自立支援協議会及び他事業所との連携が図られていること

○ 事業の種類と担う機能について

担う機能	事業の種類
相談	計画相談支援、障がい児相談支援
緊急時の受け入れ及び対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 短期入所、生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、地域定着支援
体験の機会・場の提供	生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、共同生活援助、地域移行支援
地域の体制づくり	計画相談支援、障がい児相談支援

5 地域生活支援拠点等の運営について

(1) 検討会の開催

支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施する必要があります。また、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用するため、支援者レベルの個別事例の検討会や情報交換、協議の場を設けます。

(2) 丹波篠山市地域自立支援協議会におけるモニタリング

拠点等における課題や対策、拠点等の運営に必要な機能の実施状況について、定期的に丹波篠山市地域自立支援協議会においてモニタリングします。

6 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に対する加算について

機能	対象サービス	加算	算定要件
相談	計画相談支援、障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算 <u>700 単位／回</u>	連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定。短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、 <u>月4回を限度</u> (※短期入所のみ加算可)
		地域体制強化共同支援加算 <u>2,000 単位／月</u>	拠点である相談支援事業所又は拠点関係機関との連携体制を確保して協議会に定期的に参画している相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス等事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理して協議会に報告した場合。
	計画相談支援、障害児相談支援 機能強化型体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)対象事業所	地域生活支援拠点等機能強化加算 <u>500単位／月</u>	地域における各種の相談支援事業を一体的に運営している事業者又は地域の複数の相談支援事業所が構築するネットワークにおいてコーディネーターが配置されている場合。(コーディネーター1 人当たり100回／月が上限)

機能	対象サービス	加算	算定要件
緊急時の受入れ	短期入所	緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)福祉型 <u>270 単位/日</u>	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して <u>7日</u> (利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、 <u>14 日</u>)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。
		緊急短期入所受入加算 (Ⅱ)医療型 <u>500 単位/日</u>	上記に加え、 <u>医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者又は強度行動障がい</u> を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。
		拠点等である事業所がサービス提供を行った場合 利用を開始した日について、定める単位にさらに <u>100 単位/日</u> を加算 一定の重度障がい者等の場合さらに <u>200 単位/日</u> を加算	地域生活支援拠点等として位置づけられていることを兵庫県に届出している場合算定加できる。
		定員超過特定加算 <u>50 単位/日</u>	「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。 (10日を限度)

機能	対象サービス	加算	算定要件
緊急時の受入れ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	緊急時対応加算 100単位／回 地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者を配置している場合は上記単位数に50単位／会を加算)	居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護)を、利用者等の要請を受けてから24時間以内にサービスを提供した場合。 <u>(月2回を限度)</u>
	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)	緊急短期入所受入加算 <u>100 単位／日</u>	拠点等である事業所が、利用者の緊急事態において、夜間に支援を実施した場合。
	自立生活援助	緊急時支援加算(Ⅰ) <u>711 単位／日</u> <u>拠点等の場合</u> <u>さらに 50 単位／日加算</u>	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、深夜に支援を行った場合。
	地域定着支援	緊急時支援費(Ⅰ) <u>734 単位／日</u> <u>拠点等の場合</u> <u>さらに 50 単位／日加算</u>	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、速やかに支援を行った場合。
体験の機会・場	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) ※いずれも障がい者支援施設に設置されているものに限る。	障がい福祉サービスの体験利用支援加算 (Ⅰ)初日から5日目 <u>500 単位／日</u> (Ⅱ)6日目から 15 日目 <u>250 単位／日</u> <u>拠点等の場合 さらに</u> <u>50 単位／日を加算</u>	拠点等である障がい者支援施設の入所者が、当該施設の生活介護等を利用する場合であって、地域移行支援による障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、施設職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合。

機能	対象サービス	加算	算定要件
体験の 機会・場	地域移行支援	障がい福祉サービスの 体験利用加算 (Ⅰ)初日から5日目 <u>500 単位/日</u> (Ⅱ)6日目から 15 日目 <u>250 単位/日</u> 拠点等の場合 さらに <u>50 単位/日加算</u>	障がい福祉サービスの体験的な 利用支援を行った場合
		体験宿泊加算(Ⅰ) <u>300 単位/日</u> 拠点等の場合 さらに <u>50 単位/日加算</u>	単身での生活に向けて体験的な 宿泊支援を行った場合。
		体験宿泊加算(Ⅱ) <u>700 単位/日</u> 拠点等の場合 さらに <u>50 単位/日加算</u>	上記に加えて夜間・深夜帯を通 じて必要な見守り等の支援を行 った場合。
地 域 移 行促進	施設入所支援	地域移行促進加算(Ⅰ) <u>所定単位数に代えて</u> <u>120 単位/日を算定</u>	拠点等である障がい者支援施設 の入所者が、地域移行支援によ る障がい福祉サービスの体験的 な宿泊支援を利用する場合に、 入所施設の職員が地域移行支援 事業者との連絡調整その他の 支援を行った場合。
		地域移行促進加算(Ⅱ) <u>60 単位/日を加算</u>	拠点等である障がい者支援施設 が、グループホーム等の見学や 食事体験など、地域生活への移 行に向けた支援を行った場合。 (月3回を限度)

令和6年4月現在